

燕市立吉田南小学校 いじめ等防止基本方針（抜粋）

はじめに

この燕市立吉田南小学校いじめ等防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ及びいじめの類似行為（いじめ等という）の防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（「法」第2条）

- ＊ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、苦痛を受けたとされる児童の立場に立って判断する。
- ＊ 本人が「大丈夫」と言っても安易にいじめではないと認識しない。
- ＊ 意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分に加味したうえで、教育的な指導を適切に行う。

(2) いじめ類似行為の定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。（「法」第2条2）

(3) いじめ等に対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、**すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解**を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする心構え等、心のかような人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(4) いじめ等防止等のための取組方針

- ① いじめ等の防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、

計画的かつ迅速に行う。

② いじめ等の防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを PDCA サイクルにより定期的に行う。

④ 校内研修等において、学校いじめ等防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめ等に対する意識啓発といじめ等防止の取組に対する資質を向上させる。

(5) いじめ等防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第 22 条を受け、本校には、いじめ等の防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ等対策委員会」による、いじめ等防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・学年主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラー

③ 役割内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめ等の相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめ等の疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめ等の疑いに係る情報があった時には緊急に対策会議を開いて、情報の迅速な収集、共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

④ 報告と記録の保存

ア 各教職員は些細ないじめ等の兆候や懸念、児童からの訴え等を抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、すべて同組織に報告・相談する。

イ 集められた情報は、個別に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。記録は文書番号 3401「いじめ・不登校」ファイルに 5 年間保存し、児童の進学・進級や転学に当たって適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。

(6) 地域・保護者との連携

○ 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第 9 条）

① 保護者への意識啓発

P T A 総会、学年懇談会、家庭訪問、個別懇談会などの機会に、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。

- 情報発信及び基本方針の周知（HP の活用・PTA 総会等の活用）
- 地域の活動によるいじめ等の未然防止

(7) 関係機関等との連携

- 警察、児童相談所、市教委、市子育て支援課、市社会福祉課、民生児童委員、南地区協議会等との連携
- 学区幼保小の連携（5 月、1 月）
- 中学校区小中の連携（5 月、3 月）